

大口町告示第8号

令和5年度大口町物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和6年3月19日

大口町長 鈴木雅博

令和5年度大口町物価高騰対応重点支援給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）の趣旨を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して臨時的な措置として実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 大口町物価高騰対応重点支援給付金(以下「物価高騰対応重点支援給付金」という。)は、前条の目的を達するために、町によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 物価高騰対応重点支援給付金の支給対象者は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、本町の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割のみが課税されている者である世帯
- (2) 令和5年度分の市町村民税均等割のみが課税されている者及び令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者（市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者）のみで構成される世帯。ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。
 - ア 前号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯（当該者が同号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）
 - イ 令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務

実施要綱（令和5年大口町告示第76号）による給付金又は他の市区町村による同種の給付金の支給を受けた世帯（給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する物価高騰対応重点支援給付金の金額は、1世帯あたり10万円とする。

（こども加算）

第5条 町長は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合は、児童1人あたり5万円を前条の額に加算する。

第3条第1項及び第2項に掲げる支給要件を満たす世帯の世帯主	18歳に達する日以後最初の3月31日まで（平成17年4月2日生まれ以降）に出生し、基準日において、支給対象者と生計を同一としている児童（ただし、住民票を移していない措置入所等児童は除く。）
-------------------------------	--

- 2 前項の規定にかかわらず、申請により、基準日以降に出生し、支給対象者と生計を同一としている児童または、支給対象者とは、別世帯であるが、支給対象者と生計を同一としているものと認められる児童は、支給要件を満たすものとする。

（受給権者）

第6条 物価高騰対応重点支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和

22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第7条 物価高騰対応重点支援給付金の支給を受けようとする者は、物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書(様式第1。以下「確認書」という。)の提出及び物価高騰対応重点支援給付金申請書(請求書)(様式第2。以下「申請書」という。)による申請により行う。

2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に提出し、町長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は窓口において町に提出し、町長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、物価高騰対応重点支援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(支給の申込み)

第8条 町長は、前条の規定に関わらず、既に、物価高騰対応重点支援給付金の支給を受けた世帯のうち、こども加算の支給要件を満たすことが確認できる世帯に対し、価格高騰重点支援給付金の支給の申込みを行うことができる。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、物価高騰対応重点支援給

付受給拒否の届出書（様式第3）による受給の拒否又は物価高騰対応重点支援給付金支給口座登録等の届出書（様式第4）による登録口座の変更を申し出ることができる。

- 3 町長は、支給の申込みから町長が指定する日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、物価高騰対応重点支援給付金を支給する。

（代理による申請）

第9条 申請者に代わり、代理人として第7条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者
- 2 代理人が物価高騰対応重点支援給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人（成年後見人登記制度に基づく登記事項証明書、その写し等により法定代理人であること又は代理権が付与されていることが確認できる場合を除く。）申請書に加え、委任状を提出する。この場合において、町長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めると等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
 - 3 町長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第10条 物価高騰対応重点支援給付金の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

- 2 市町村民税均等割のみ課税世帯への支給のうち確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出期限は、令和6年5月31日とする。

(支給の決定)

第11条 町長は、第7条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し物価高騰対応重点支援給付金を支給する。

(物価高騰対応重点支援給付金の支給等に関する周知等)

第12条 町長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第10条第2項の確認書等の申請期限までに第7条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が物価高騰対応重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第11条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、本町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により物価高騰対応重点支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った物価高騰対応重点支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 物価高騰対応重点支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他必要事項)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記（第6条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本町に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の物価高騰対応重点支援給付金については、本町から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）等、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本町に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。この場合において、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交

付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が本町へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合(婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。)

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。))については、本町における申請・受給権者とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により

入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内

の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、本町に住民基本台帳に記録されている者については、本町における申請・受給権者とする。ただし、本町で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、本町において住民基本台帳に記録されたとき

は、本町における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本町に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを町長が認めるときは、本町における申請・受給権者とする。

様
現住所

年 月 日

大口町長
(公印省略)

物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書

物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、 年 月 日までに、この確認書を返送してください。

支給方法
支給日
支給口座
支給額

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄 (以下の項目を確認し、確認後にチェック欄 (□) にレを入れてください)

Table with 3 rows and 2 columns for confirmation items regarding tax status and support.

※①から③まですべてにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり大口町が定める期限までに必要な修正が行われない場合、大口町は本給付金の支給を辞退したとみなします。

上記記入内容に相違ありません。

Table for recording household head name, confirmation date, and contact phone number.

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のチェック欄 (□) にレを入れてください。

上記口座に代えて (又は上記の口座欄が空欄の場合)、

□ ③ 下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

【受取口座記入欄】※③を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

Table for recording bank account information, including financial institution name, branch, and account details.

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、長寿ふくし課 (0587-94-0051)までお問い合わせください。

【代理確認・受給を行う場合】

Table for recording proxy information, including proxy name, relationship, and address.

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(あらかじめ記載されている支払口座以外への振込を希望された場合や口座欄が空白となっている場合は、確認書に記入した受取口座がわかる書類の写しを貼付してください。)

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、介護保険証などの写し（いずれか1つ）
(あらかじめ記載されている支払口座以外への振込を希望する場合や口座欄が空白となっている場合は、本人確認書類の写しを、代理人が確認・請求(受給)する場合は、本人及び代理人両方の確認書類の写しを貼付してください。)

物価高騰対応重点支援給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

市区町村
受付印

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)

大口町長

様

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

氏名	性別	個人番号 生年月日	令和5年1月1日 時点の住所及び基準 日時点の申請者との 同居の有無		異なる場合は、令和5年1月1日時点の 住所(上段)、基準日時点の住所 (下段※別居のみをそれぞれ記載)	令和5年度 住民税課税状況及び こども加算※の有無
			□現住所と同一 □異なる	□同居 □別居		
1 (申請者)	本人		□現住所と同一 □異なる	□同居 □別居		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告
2		明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる	□同居 □別居		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告 □こども加算あり
3		明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる	□同居 □別居		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告 □こども加算あり
4		明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる	□同居 □別居		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告 □こども加算あり
5		明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる	□同居 □別居		□均等割のみ課税 □非課税 □未申告 □こども加算あり
申請・請求額	重点支援給付金 100,000円	こども加算 50,000円 × 人	合計	円		

※申請者と基準日において、同一世帯となっている18歳(平成17年4月2日以降出生)以下の児童が対象です。
※基準日(令和5年12月1日)以降に出生し、現在、扶養している児童がいましたら空欄に直接、記入してください。

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (0桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、長寿ふくし課(電話0587-94-0051)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

物価高騰対応重点支援給付金(以下「重点支援給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 重点支援給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ①

ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯である。
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他市区町村において、低所得世帯向け給付金の支給を受けた世帯又は当該給付金の支給を受けた者を含む世帯ではありません。
- ④ 重点支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、大口町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、大口町において支給決定をした後は、重点支援給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 大口町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月30日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、重点支援給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 重点支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や重点支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、重点支援給付金を返還します。
- ⑨ こども加算を申請した児童を全員扶養しています。

提出書類

物価高騰対応重点支援給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

(「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)

令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』(住民税非課税者)、『令和5年度住民税課税証明書』(住民税均等割のみ課税者)の写し(コピー)

申立書

(令和5年12月1日以降に出生した児童や申請・請求者と別世帯ではあるが、当該児童を扶養している方のみ)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

年 月 日

大口町長 様

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

()

物価高騰対応重点支援給付金受給拒否の届出書

- 1, 私は、「物価高騰対応重点支援給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「物価高騰対応重点支援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

本人確認書類添付箇所
※マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、介護保険証などの写し（いずれか1つ）

物価高騰対応重点支援給付金支給口座登録等の届出書

物価高騰重点支援給付金
支給市区町村

大口町長 様

受付印

1. 届出者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者(世帯主)本人名義の口座に限る。)

指定の金融機関口座への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認して下さい)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書き下さい。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。
金融機関コード	支店コード			

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

ゆうちょ銀行	通帳記号 (※科目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 (※右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) (※通帳の表記に合わせて下さい)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きを上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

大口町が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月31日までに、大口町が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高騰対応重点支援給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

『物価高騰対応重点支援給付金支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。